

令和元年度 全国・ブロック体育大会引率教員旅費要項

三重県高等学校体育連盟

1 趣 旨

学校における運動部活動は、学校教育の一環として位置づけられており、生徒の個性や体力の伸長を図るだけでなく、学校・地域の活性化や競技スポーツの向上発展に果たす役割も大きい。三重県を代表して、学校運動部活動の成果を発表する場としての学校体育大会に参加する生徒を引率する教員の旅費を支弁することについて、その取り扱いを定めるものとする。

2 対象者及び引率者数

対象者は、支給対象となる大会に参加する生徒を引率する教職員とし、引率者の人数は、男女種目別に1名若しくは2名とする。

3 事業の内容

該当の大会に出場する生徒を引率する教員の旅費を三重県旅費規定に準じて支給する。(但し、宿泊に係る食費については、1泊につき2食分とする。)

4 対象となる大会

(1) 高等学校等東海・ブロック体育大会 (支給割合 10/10)

- ① 東海高等学校総合体育大会
- ② 東海高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 東海高等学校選抜大会
- ④ 東海高等学校新人陸上競技大会
- ⑤ 東海高等学校駅伝競走大会
- ⑥ 東海地区高等学校野球大会
- ⑦ 東海地区盲学校体育大会
- ⑧ 東海地区聾学校体育大会
- ⑨ 東海地区特別支援学校知的障害教育サッカー大会

(2) 高等学校等全国体育大会 (支給割合 10/10)

- ① 全国高等学校総合体育大会 (スキー・スケート競技を含む)
- ② 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 全国高等学校選抜大会
- ④ 全国高等学校駅伝競走大会
- ⑤ 全国盲学校体育大会
- ⑥ 全国聾学校体育大会
- ⑦ 全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権大会
- ⑧ 上記に準ずる大会 (全国大会として文部科学大臣が認めた大会のうち、三重県高等学校体育連盟と三重県教育委員会が協議して決定する。)

5 その他

- (1) 県教育委員会は、本事業が効果的に実施されるよう三重県高等学校体育連盟に対して助言する。
- (2) 三重県高等学校体育連盟は、年度当初に事業計画を、年度末に事業報告書を県教育委員会に提出する。
- (3) 三重県内で開催される全国・ブロック体育大会については、原則として泊を認めない。